

平成28年度施策評価シート(平成27年度実施事業)

作成主管課	社会福祉課
	健康増進課
関係課	笠間支所福祉課
	岩間支所福祉課

施策名	障害者福祉	施策コード	3-3-3
-----	-------	-------	-------

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策	共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり
	小政策	支えあい、心がかよう福祉環境をつくります
現況と課題	<p>現在、障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に向けた国内法の整備を始めとする制度の集中的な改革が進められており、平成23年には障害者基本法の一部改正が行われました。また、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)の制定に向けた検討が進められていますが、今後の道筋は示されていない状況にあります。その中で、本市の身体障害者手帳等の保持者は増加傾向にあり、特に精神障がい者は、急増しています。</p> <p>本市では、障害者基本法に基づく「笠間市障害者計画」及び「笠間市障害福祉計画」を策定し、「自立支援給付」をはじめ、地域の状況に応じて設定できる「地域生活支援事業」として、重度身体障害者訪問入浴サービス、通所サービスの利用促進、相談支援事業などを展開し、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。</p> <p>今後は、検討が続く国の制度改正の動向を注視しながらも、ノーマライゼーションの理念の実現を目指し、「笠間市障害者計画」に基づきながら、安全で安心して生活でき、かつ、積極的に社会参加ができるような地域づくりをハードとソフトの両面で進めていく必要があります。</p> <p>また、防災・防犯対応を含めた地域での支えあいの体制づくりの推進と財政面を考慮した持続可能なサービス提供体制の構築に努めていく必要があります。</p>	
施策目標	<p>地域の理解と参加による福祉を推進するための情報提供や教育を実施するとともに、対象者や関係者の意見を聞きながら、継続的な保健・医療サービスの提供をはじめ、自立生活や就労支援対策を、福祉、教育、保健、医療、都市基盤整備など分野横断的に取り組んでいきます。</p>	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	<p>平成26年度に策定した「障害福祉計画」におけるアンケート調査により、地域で暮らすためには「住まい」「経済的な支援」ばかりではなく「相談体制の充実」「在宅での十分な医療ケア」「住民の理解」など解決すべき課題が多岐にわたる回答結果から、一人ひとりのニーズに合った総合的・専門的な相談支援が求められています。</p>
-------------	--

(1) 目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
障がいのある人が地域で生き生きと暮らせると感じている市民の割合	市民実感度	42.450	39.610	42.970	41.940	44.060	0.000
	加重平均値	2.409	2.379	2.389	2.418	2.446	0.000
※※※※※※	市民実感度	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	加重平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		94.620	92.970	95.260	96.720	0.000
	加重平均値		3.661	3.600	3.654	3.708	0.000

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
福祉サービス年間利用件数	目標値	件		7,000	7,500	8,100	8,700	9,400
	実績値	件	6,486	7,568	8,074	9,082	9,805	0
	達成度	%		108.11	107.65	112.12	112.7	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
計画相談支援件数	目標値	件		10	90	155	224	297
	実績値	件	4	47	131	506	1,003	0
	達成度	%		470	145.55	326.45	447.76	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
施設入所者数	目標値	人		117	112	108	105	103
	実績値	人	122	125	138	135	123	0
	達成度	%		0	93.6	81.1	80	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
※※※※※※	目標値	0		0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0	0
	達成度	%		0	0	0	0	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0

数値指標の考え方	指標設定の考え方	<p>障害のあるすべての人が、住みなれたそれぞれの地域において、自立した生活を送るために必要な障害福祉サービス及び計画相談支援の利用件数を指標とした。</p>
	目標値設定の考え方	<p>これまでの伸び率を勘案し設定</p>

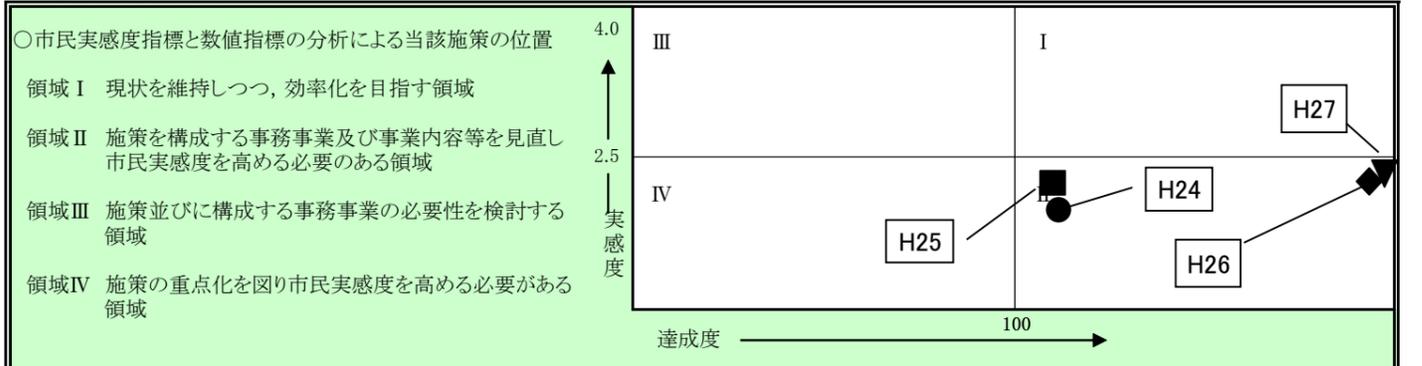
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	<p>市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。</p> <p>地域における障害者への理解を深め、障害者の社会参加を推進する</p>
行政の役割	<p>市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。</p> <p>情報提供や教育の実施をしていきます</p> <p>対象者や関係者の意見を聞きながら、継続的な保健・医療サービスの提供をしていきます</p> <p>福祉、教育、保健、医療、都市基盤整備など、分野横断的な自立生活や就労支援対策を進めます</p>

3 平成27年度取組状況

取組状況等	<p>取り組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。</p> <p>障害者が地域で自立した生活を送るために必要な自立支援事業・地域生活支援事業の説明会を実施し、民生委員を対象に、障害者の地域での見守りや障害者制度についての説明会を実施した。</p> <p>また、市内の障害者相談支援事業所を対象に定期的に意見交換会を実施し、連携の強化を図った。</p>
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	<p>指標を分析した結果施策目標は達成されたのか</p> <p>計画相談支援については、対前年伸び率1.98、サービス利用件数対前年伸び率1.08であり、障害者数の増加によるばかりでなくサービスを利用する障害者が増加したことで目標を達成した。サービス利用者の増加は、制度の浸透と事業所の増加によるものと考えられる。</p> <p>施設入所については、対前年伸び率0.91で障害者数対前年伸び率を下回っており減少傾向にはあるが目標には達していない。要因として、扶養者や配偶者の高齢化が進み在宅での介護・介助等が困難になってきている為の入所が考えられる。また、入所者は重度障害者が多く、地域に戻っての生活が困難な場合が多く退所者が少ない。</p>
-------	---

構成事務事業の適正性	<p>施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か</p> <p>全ての事業が、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、かつ、積極的に社会参加ができるような地域づくりのために、必要な事業である。</p> <p>障害者の需要に応じ障害に適したサービスを提供する為には、計画相談支援事業所の支援が必要だが、事業所が不足している。</p>
------------	---

残された課題	<p>平成28年度以降に残る課題、その要因として考えられること。</p> <p>計画相談支援の達成度は100%を超えているが、H28. 3月末現在のサービス受給者(障害者・障害児含む)698人中計画相談支援を受けている者は570人で全体の81.6%に留まっており、全ての受給者への支援には至っていない。</p> <p>要因としては、市内に相談支援事業所が不足している事が考えられる。H27年度中に3事業所が新規に開設したが、まだ不足した状態にある。</p>
--------	--

5 今後の方向性

取組方針	<p>平成29年度に向けた施策方針</p> <p>計画相談支援については、定期的に事業所との連絡会を開催し事務の効率化等について検討しながら事業所ごとの受入れ数の増加を図り、また、市内のサービス事業所に対し相談支援事業所の開設を呼び掛け、全てのサービス受給者が相談支援を受けることが出来る体制を目指す。</p>
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 03 障害者福祉

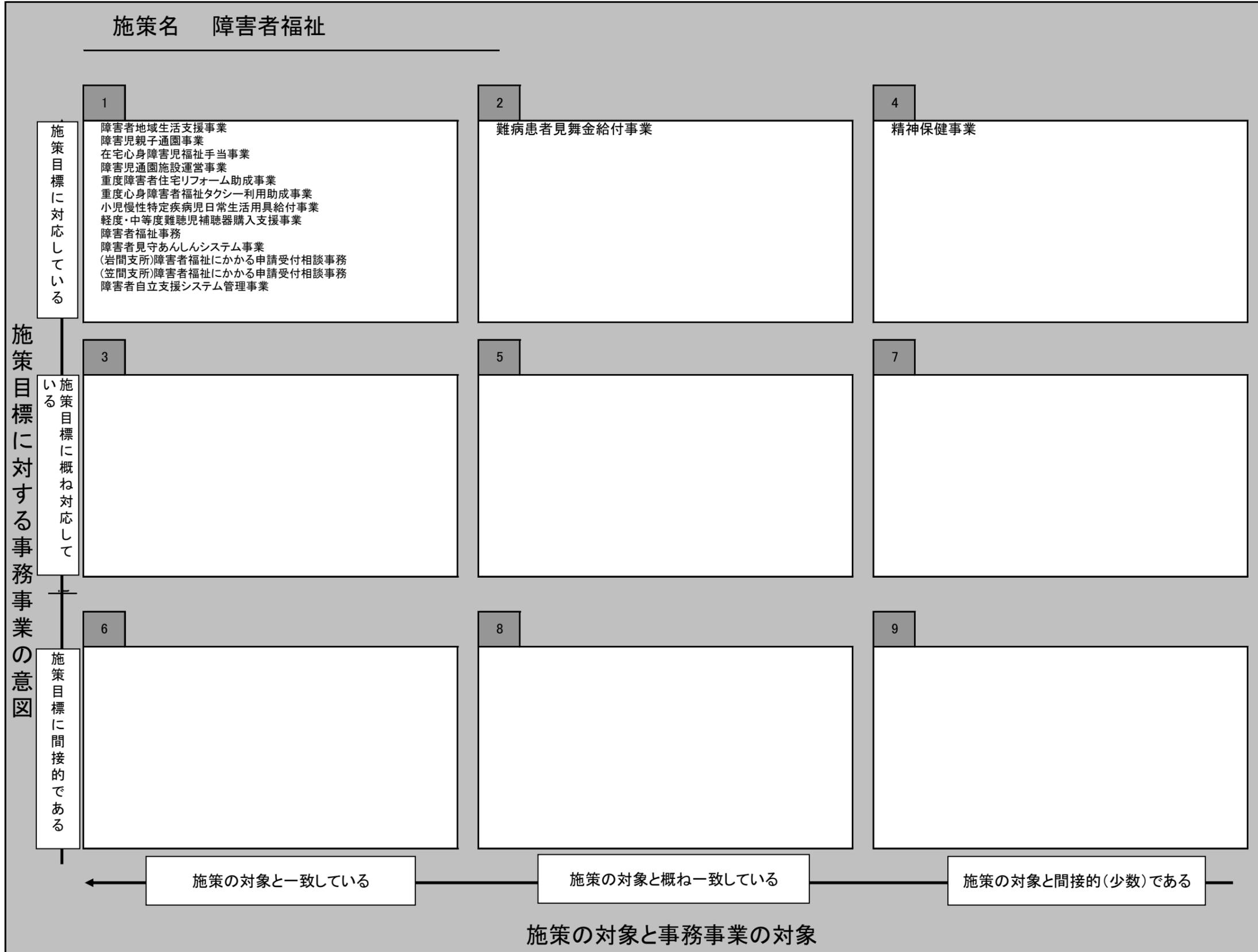
										事業費合計		平成25年度	平成26年度	平成27年度	3カ年計	3カ年平均		
												1,324,371	1,391,480	1,462,372	4,178,223	1,392,741		
No.	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価			
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度						
1	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方の保護者が、一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害者になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する事業	101 義務的事業	加入者	人	26	26	27	県補助	8,808	8,682	8,126	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	義務的事業			
2	特別障害者手当給付事業	著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に対し手当を給付する事業 障害基礎年金とともに障がい者の所得保障をする制度であり、在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障がい者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図ることを目的としている。	101 義務的事業	受給者数	人	71	80	87	国・県補助	18,888	18,760	19,993	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	義務的事業			
3	障害者医療給付事業	(更生医療・育成医療) 治療を行うことによって、改善されるか機能の維持が保たれるなどの医療効果が得られるものに対する、医療費自己負担軽減化のための制度。手術や治療を行わないと命の危険があるため、身体障がい者(児)の方に対して、自立と社会活動への参加促進を図る目的のために行われる医療である。(療養介護) 病院において常時介護を必要とする障がい者に対する医療。	101 義務的事業	給付処理件数	件	120	313	350	国・県補助	58,777	59,471	62,560	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	義務的事業			
4	社会保障・税番号制度システム整備事業(障害G)	社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修	101 義務的事業	改修が完了したシステム数	件	0	0	0	国補助	0	0	407	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	義務的事業			
5	障害者自立支援支給決定事務	・障害福祉サービスの障害区分認定審査会開催と医師の意見書作成手数料及び郵送料の支払い。(認定審査会は月1回開催、委員5人ずつの2チームに分かれて審査する)。	101 義務的事業	審査件数	件	152	136	151	国補助	1,138,238	1,405	1,544	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	義務的事業			
6	障害者自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス給付費・児童福祉法に基づく障害児福祉サービス給付費・補装具給付費の支給を行う。	101 義務的事業	サービス給付件数	件	0	9,252	13,644	国・県補助	0	1,219,556	1,292,537	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	義務的事業			
7	福祉有償運送事業	道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図り、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、笠間市福祉有償運送運営協議会を設置・運営する。協議会を開催しその必要性や利便性を検討する。市の協議会の審議の結果を添付して、関東運輸局に関係書類とともに提出する。	101 義務的事業	事業所の必要性の検討	回	1	2	0	市単独	36	63	0	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	義務的事業			
8	障害者福祉センター運営事業	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施する障害者福祉センターの維持管理業務であり、社会福祉協議会へ指定管理業務委託している。	105 維持管理事業	開所日数	日	0	244	241	市単独	0	4,095	4,095	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	義務的事業			
9	障害者自立支援システム管理事業	障害者福祉サービス受給者の状況を把握するために、認定・サービス利用決定・給付実績をシステムで管理する。	106 政策的事業	障害福祉サービス受給者数	人	0	672	699	市単独	0	1,342	1,342	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	1			
10	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児で障害者施策の対象とならない児童に対し、日常生活用具の費用の一部を支給することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図る。	106 政策的事業	小児慢性特定疾病児への給付	人	0	0	0	県補助	0	0	0	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	1			
11	障害者地域生活支援事業	障害者自立支援法に基づき、笠間市で実施している事業。地域の実情に応じて必要と思われる事業を行い障がい者の地域での生活の安定を図る。 自発的活動支援事業・相談支援事業・成年後見制度利用支援事業・重度身体障害者訪問入浴サービス事業・意思疎通支援事業・地域活動支援センター事業・自動車改造費、運転免許取得費助成事業・日常生活用具給付事業・更生訓練費給付事業・日中一時支援事業・移動支援事業・社会参加事業・親子通園事業	106 政策的事業	相談により必要なサービスを提供する	件	5,287	5,976	6,129	国・県補助	77,246	51,129	52,341	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	1			
12	障害者福祉にかかる申請受付相談事務(岩間支所)	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務・身体障害者手帳交付事務・障害者自立支援事業・心身障害者扶養共済事業・特別障害者手当給付事業・難病患者見舞金給付事業・地域生活支援事業・障害者厚生医療給付事業・障害児親子通園事業・在宅心身障害児福祉手当事業・障害児通園施設運営事業・重度障害者住宅リフォーム助成事業(各事業の詳細については社会福祉課参照)	106 政策的事業	相談・受付件数	件	735	754	865		40	4	4	02 総合的な自立及び社会参加の支援	福祉課(岩間支所)	1			
13	精神保健事業	在宅の精神障害者への社会参加を援助する。心の相談の窓口となり、適切な援助をする。	106 政策的事業	こころの相談人員	人	16	17	22	市単独	1,233	1,284	1,248	02 総合的な自立及び社会参加の支援	健康増進課	8			

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価		
				成果指標①	単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度				平成26年度	平成27年度
14	障害児通園施設運営事業	笠間市より通園している障がい児の処遇改善のため、障がい児通園施設に対し補助金を支給する。通園者1人当たり月額5,000円の補助金を支給。障がい児の生活訓練や指導を行う施設は少ないため、その安定した運営と通園のための送迎に対し、利用する市町村で支援をすることとなった。笠間市内から通園する心身障がい児が容易に通園できるように配慮し、円滑なる施設運営と園児の自立促進を図ることを目的とし、笠間市内からの通園児に特に便宜をはかってもらうこととなる。	106 政策的事業	利用希望者の通所	人	0	0	0	市単独	0	0	0	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	1
15	重度障害者住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障がい者に対し住宅設備の整備を要するための費用の一部を助成し、負担軽減を図る。障がい者となった方が、自宅で生活するために住宅の改修を行うための費用の一部を助成する。申請は少ないが、急に障がい者となり対応に苦慮している方にとっては必要な支援である。	106 政策的事業	利用者数	人	1	2	1	国補助	375	750	375	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	2
16	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業	重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。年間(年度切り替え)1冊(48枚綴り)ただし、人工透析患者は3冊(144枚)まで交付することができる。利用1回定額につき600円を補助する。市の単独事業。移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、負担の軽減を図る。自動車税(軽自動車税)減免対象外の障がい者が交付対象となる。	106 政策的事業	通院通所の移動支援の利用件数	件	1,606	1,315	1,463	市単独	984	789	922	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	2
17	障害者見守りあんしんシステム事業	在宅の重度障害者等からの急病、災害その他緊急事態による通報に随時対応する体制整備事業で、24時間365日電話を受け付け適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置する。緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、利用者からの通報に対する、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対する相談業務(看護師を含む相談体制)を委託する。利用者は、契約により設定された月額利用料に介護保険料の所得段階に応じた割合を乗じた額を負担する。	106 政策的事業	利用者数	人	0	0	5	市単独	0	0	41	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	4
18	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等に要する経費を助成するものである。全国的に実施する自治体が増加しており、茨城県でも平成27年10月1日より補助金交付要綱が施行されたのに伴い、当市でも実施することとした。	106 政策的事業	給付件数	件	0	0	1	県補助	0	0	36	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	2
19	障害者福祉にかかる申請受付相談事務(笠間支所)	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務・身体障害者手帳交付事務・障害者自立支援事業・心身障害者扶養共済事業・特別障害者手当給付事業・難病患者見舞金給付事業・地域生活支援事業・障害者更正医療給付事業・障害児親子通園事業・在宅心身障害児福祉手当事業・障害児通園施設運営事業・重度障害者住宅リフォーム助成事業(各事業の詳細については社会福祉課参照)	106 政策的事業	サービス給付件数	件	600	640	696		0	0	0	02 総合的な自立及び社会参加の支援	福祉課(笠間支所)	1
20	障害者福祉事務	障害者の社会参加を目的に県が実施する各種スポーツ大会への参加を支援する。障害の認定状況・各種手当の受給状況・各種手続きの申請状況・補装具の支給状況等について、電算システムで管理する。	106 政策的事業	障害者数	人	122	4,453	4,722	市単独	199	4,218	1,486	02 総合的な自立及び社会参加の支援	社会福祉課	1
21	(廃止)障害児親子通園事業	検診などの際に、発達に遅れが見られる幼児や保護者に対し、生活指導や相談を行う市の単独事業。社会福祉協議会に、委託して行っている。対象は笠間市居住の就学前児童で利用料は無料とする。発達障がい児の早期発見による療育指導を行うことにより、児童の社会参加への第1歩を積極的に援助し児童福祉・障害児福祉の増進に寄与する。また、保護者に対するセラピーも行き、障がいの状況理解したうえで療育についてアドバイスすることにより、保護者の精神的負担を軽減する。	106 政策的事業	通所者	人	89	53	0	市単独	5,579	5,579	0	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	-
22	在宅心身障害児福祉手当支給事業	対象は20歳未満の重度障がい児で在宅生活をしている方に、月額3,000円を支給する。また、特別児童扶養手当2級程度の方は月額1,500円とし、市単独での支給となる。平成19年度に中度障がい者の補助金は打ち切りとなったが、市においては、これらの児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的として支給を継続した。	106 政策的事業	適正な給付	人	92	71	78	県補助	2,325	1,951	2,610	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	1
23	難病患者見舞金支給事業	国の定めた特定疾患治療研究事業における認定基準に基づく難病患者に対し、見舞金として月額3000円を支給し支援をする市単独事業。	106 政策的事業	見舞金給付者数	人	330	376	361	市単独	11,643	12,402	12,705	01 障害福祉サービスの充実	社会福祉課	4

シート1 施策内事務事業目的直結度評価

施策名 障害者福祉



- 義務的事業, 内部事務事業
- 心身障害者扶養共済事業
 - 特別障害者手当給付事業
 - 障害者医療給付事業
 - 障害者自立支援給付事業
 - 障害者自立支援支給決定事務
 - 障害者自立支援決定事務
 - 福祉有償運送事業
 - 社会保障・税番号制度システム整備事業(障害G)
 - 障害者福祉センター運営事業

シート2施策内事務事業貢献度評価

施策名 障害者福祉

施策の目的に対する事務事業の目的の直結度

- 非常に高い 1
- 高い 2 3
- 中 4 5 6
- 低い 7 8 9

1	2	4
障害者地域生活支援事業 在宅心身障害児福祉手当支給事業 障害児通園施設運営事業 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業 障害者福祉事務 (岩間支所)障害者福祉にかかる申請受付相談事務 (笠間支所)障害者福祉にかかる申請受付相談事務 障害者自立支援システム管理事業	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業 重度障害者住宅リフォーム助成事業 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	難病患者見舞金給付事業 障害者見守りあんしんシステム事業
3	5	7
6	8	10
	精神保健事業	
9	11	12

成果は高い (上位)

成果はやや高い (中位)

成果は普通 (中位)

成果は低い、ほとんど出ていない
若しくは把握できない(下位)

事務事業の成果

事務事業の休廃止検討エリア

義務的事業, 内部事務事業

- 心身障害者扶養共済事業
- 特別障害者手当給付事業
- 障害者医療給付事業
- 障害者自立支援給付事業
- 福祉有償運送事業
- 社会保障・税番号制度システム整備事業(障害G)
- 障害者福祉センター運営事業
- 障害者自立支援支給決定事務

事務事業の成果基準の説明